

「宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定されました

第190回国会で成立した「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令が、閣議決定され、以下のとおり定められました。

- (1) 建物状況調査（インスペクション）に関する規定の施行期日を平成30年4月1日とします。
既存の建物の取引における情報提供の充実を図るため、宅地建物取引業者に対し、以下の事項を義務付け
- 媒介契約において建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項を記載した書面の交付
 - 買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明
 - 売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付
- (2) (1) 以外の規定の施行期日を平成29年4月1日とします。
- 営業保証金・弁済業務保証金制度の弁済対象者から宅地建物取引業者を除外
 - 従業者への体系的な研修の実施についての業界団体に対する努力義務 等

詳細は、国土交通省ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000143.html

土砂災害警戒区域等の指定前の閲覧等に係る公告について

兵庫県では、平成28年12月27日付けで下記のとおり公告しましたので、お知らせ致します。

◆ 指定予定地区 西宮市山口町（船坂地区以外）

- 指定予定区域数
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 20箇所
(急傾斜地の崩壊 17箇所、土石流 3箇所)
- 公告内容の照会先（関係土木事務所）
阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課（電話：0798-39-6125）

適正申告へのご協力のお願い（大阪国税局からのお知らせ）

大阪国税局では、納税者の皆様の適正な申告と納税がなされるよう、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページを利用することを勧めています。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/>）

全宅連 ハトマーク支援機構からのお知らせ

宅建協会会員の皆様へ様々なサービスを展開中

全宅連では、スケールメリットを活かした会員支援を目指すため、「ハトマーク支援機構」を設立しております。現在、会員皆様の不動産業務がより円滑に推進されるよう、様々な利用価値の高いサービスをご紹介します。

《提携事業》

- 建築資料研究社（日建学院）／期間限定ハト電話乗り換えキャンペーン
日建学院が、期間限定（平成29年2月末まで）で「ハト電話乗り換えキャンペーン」を実施。宅建協会会員がauの携帯電話、スマートフォンに契約を乗り換える場合、MNP手数料+契約解除料を日建学院が負担（1台あたり最大12,500円）

上記以外にも多数の事業が展開されています。

詳しくは、下記のハトマーク支援機構ホームページからご覧頂くことができます。

<http://www.hatomark.or.jp/>

事業者紹介ページ内のサービス内容詳細を閲覧する際には、下記の会員認証が必要となります。（ID: hatomark, PW: fellow）

受講料無料

たっけん クラウド パソコン研修のご案内

- 下記内容で実施しますのでお電話でお申込み下さい。
TEL: 078-382-0977（担当: 中嶋・小野）
1会員につき1名のみのお申込みをお願いします。

- ◆ 日時: 下記参照
- ◆ 場所: 兵庫県不動産会館 4階パソコン教室

● 内容

- ★ 物件登録 ★ 間取り図作成
- ★ <新機能> 会員ホームページ（ハトラぶの会員情報ページ）の編集

日程	時間	定員
1月23日（月）	13:30~16:30	10名

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

宅地建物取引業者がマンションを分譲した場合においては、管理組合の管理者等へ11種類の図書の交付が義務づけられている（「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第103条第1項及び「同法施行規則」第102条）ところ、今般、この11種類の図書の内容が明らかになりました。

これを踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方が一部改正されましたので、お知らせ致します。

詳細は全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/useful/law/archive2016/>

～神戸市水道局からのお知らせ～

水道局へのお届けはお済ですか？

水道のご使用開始・中止のお届けは30日前から受付しています。お引越しをされる場合は、必ず水道局にお届けください。

水道の使用開始 … 水が出る場合でも必ずお届けください。
お届けがないと、使用開始日等の確認ができず料金などのトラブルのもとになります。

水道の使用中止 … 3～4日前までに必ずお届けください。

◎ お届け方法

1. インターネット（24時間受付）

神戸市水道局のホームページからお申し込みいただけます。

詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/>

2. 「給水申込書（はがき）」

使用開始は、郵便受けや玄関付近等にビニール袋に入れて置いてある「給水申込書（はがき）」でお申し込みいただけます。

必要事項をご記入の上、切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。

3. 電話によるお申し込み

「水道局お客さま電話センター」に、電話でお申し込みください。

《電話番号》 078-797-5555

《受付時間》 平日9時から17時15分

（土日祝日及び年末年始を除く）

※繁忙期（2月18日から4月15日）の土曜日は、平日と同じ時間通り開設します。

※3月・4月は電話が混み合う場合がありますが、ご容赦ください。

詳細については下記のホームページの「[お届けに関するご案内](#)」よりチラシをダウンロードしてください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/madoguti/tetuzuki/>